

特定費用準備資金等取扱規程

制 定 平成24年4月1日 規程第14号
最近改正 令和7年4月1日 規程第4号

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 特定費用準備資金（第4条～第6条）
- 第3章 資産取得資金（第7条～第9条）
- 第4章 公益充実資金（第10条～第12条）
- 第5章 公益目的事業継続予備財産（第13条～第15条）
- 第6章 情報開示及び経理処理（第16条～第17条）
- 第7章 雑則（第18条～第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市資源循環公社（以下「公社」という。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）に規定する特定費用準備資金、資産取得資金、公益充実資金及び公益目的事業継続予備財産の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、次の各号に定めるところによる。

（1）特定費用準備資金

将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

（2）資産取得資金

法人活動保有財産の取得又は改良に充てるための資金をいう。

（3）公益充実資金

公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるための資金をいう。

（4）公益目的事業継続予備財産

公益目的事業の継続が困難となる事由が発生した場合においても、公益目的事業を継続的に行うための資金をいう。

（5）特定費用準備資金等

上記各号を総称する。

（原則）

第3条 この規程による取扱については、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

（保有）

第4条 公社は、特定費用準備資金を保有することができる。

（承認手続き）

第5条 前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) 内容
- (3) 計画期間
- (4) 活動の実施予定時期
- (5) 積立限度額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(管理及び取崩等)

第6条 前条の特定費用準備資金は、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、積立限度額及び計画期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第3章 資産取得資金

(保有)

第7条 公社は、資産取得資金を保有することができる。

(承認手続き)

第8条 前条の資産取得資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) 目的
- (3) 計画期間
- (4) 資産の取得又は改良等の予定時期
- (5) 資産の取得又は改良等に必要最低額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産の取得又は改良等に必要最低額が合理的に算出されていること。

(管理及び取崩等)

第9条 前条の資産取得資金は、他の資金（他の資産取得資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、資産取得又は改良等に必要最低額及び計画期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 公益充実資金

(保有)

第10条 社は、公益充実資金を保有することができる。

(承認手続き)

第11条 前条の公益充実資金を保有しようとするときは、理事長は、公益充実活動等ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) 内容
- (3) 計画期間
- (4) 実施時期
- (5) 積立限度額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、公益充実活動等ごとに承認するものとする。

(管理及び取崩等)

第12条 前条の公益充実資金は、他の資金（他の公益充実資金を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩し、積立計画の中止、積立限度額及び計画期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第5章 公益目的事業継続予備財産

(保有)

第13条 社は、公益目的事業継続予備財産を保有することができる。

(承認手続き)

第14条 前条の公益目的事業継続予備財産を保有しようとするときは、理事長は、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 保有の必要性
- (2) 積立限度額

2 理事会は、前項各号の提示を受け、承認するものとする。

(管理及び取崩等)

第15条 前条の公益目的事業継続予備財産は、他の資金と明確に区分して管理する。

- 2 前項の財産は、その財産の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩し、積立計画の中止、積立限度額の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

第6章 情報開示及び経理処理

(情報開示)

第16条 特定費用準備資金等は、認定法施行規則の規定に基づき、備置き・閲覧、公表等の情報開示を行う。

(経理処理)

第17条 特定費用準備資金等については、認定法施行規則の規定に基づき、経理処理を行う。

第7章 雑則

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、理事長の決裁を経て行うものとする。

(補足)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。